

令和7年度 大阪市障がい者施策推進協議会  
障がい者計画策定・推進部会 第2回ワーキング会議 議事録

日時：令和7年5月30日（金）午前10時から12時

場所：大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室

【参加委員】

・会場参加

芦田委員、井上委員、大野委員、酒井（京子）委員、西委員、布村委員、長谷川委員、三田委員、山内委員、山梨委員、和多田委員

【司会】 障がい福祉課担当係長 林

【あいさつ】 障がい福祉課長 三浦

司会より出席者紹介、資料説明等

<司会>

- ・それでは、議事進行を三田座長にお願いいたします。三田座長、よろしくをお願いいたします。

<三田座長>

- ・限られた時間ですけれども、活発なディスカッションができればいいなと思っておりますのでよろしくお願いします。
- ・それでは次第に従いまして議事を進めていきたいと思っております。
- ・前回のワーキング会議では、回答者の負担軽減ということを掲げまして、各調査票の調査項目の削減を中心に、議論させていただきました。またその状況について事務局より説明をお願いしたいと思っております。

説明者：障がい福祉課長代理 森

≪資料1 説明≫

<三田座長>

- ・いろいろ皆さんと意見交換しながら、こういう形にさせていただいているのですが、何かコメント等ございますでしょうか。

<山梨委員>

- ・本人用調査票の問7になりますが、あなたの障がい支援区分は次のうちどれですかとい

う質問ですが。

<三田座長>

- ・ すいませんが、今の議論は、資料 1 に基づいて設問数が減りましたということについてなので、具体的な中身については、後ほどお願いいたします。

<布村委員>

- ・ 第 1 回目のときに、設問についてお話しさせていただいて、2022 年度大阪市障がい等基礎調査報告書の中の 245 ページの真ん中の問 4 を削除してくださいと依頼したのですが、私自身難病患者として、この文章を読みまして、本当に浅はかな考えだったのですが、この設問はいらないのではないかと申し上げました。
- ・ しかし、家に帰ってじっくり見ると、これは元々指定難病患者に向けてのアンケートですので、指定難病以外というのは、指定難病を持った上でのその他の障がいがあればという意味だと、後で認識いたしまして、削除の方は撤回したいと思います。
- ・ 第 1 回目で大変長い時間使っていただいて、申し訳ございませんでした。

<障がい福祉課長代理 森>

- ・ 今、布村委員からいただきましたのは、資料 2-7 の 2 ページの問 4 ということで指定難病以外でという文言を今回見え消しで消させていただいております。
- ・ 前回、ご意見の中で、身体障がい、知的障がい、精神障がい等につきましては、問 4 の見え消しの下にあります、障がい者手帳の種類というところで、一定数把握できるかなということで、今回消させていただいているという次第でございまして、このまま消したままにしてはどうかと思っております。

<三田座長>

- ・ これで意見ありますかというのと、個別の意見が出てくると思うので、とりあえず具体的な方にいった方がいいのかなと思います。
- ・ まず、本題の調査票ですが、本人・家族用の調査について、大体 11 時ぐらいを目途に、議論できたらなと思っていて、残り後半は他の調査についてというように、以下進めさせていただきたいと思います。では事務局から本人家族用調査についての説明をお願いします。

説明者：障がい福祉課長代理 森

≪資料 2、資料 2-1、資料 2-2 説明≫

<三田座長>

- ・皆さんからご意見ご質問をと思いますが、山梨委員ご意見よろしいでしょうか。

<山梨委員>

- ・資料2-1の3ページの間7で、選択肢8番、9番を説明していただいたのですが、区分について、どこの区分なのか、どういう見方をしたらいいのかが分からないので、丸を付ける際、どうしようかと思うのです。
- ・こういう区分でやってくださいと説明があった上でならわかるのですが、この区分1から区分6までで、区分6というのがどのような状態を指して、自分が6なのかどうか分からず、丸のしようがないのです。
- ・この区分の説明がないのですが、どうなのでしょう。

<芦田委員>

- ・今おっしゃっているのは、2ページの間5の手帳のことや障がいの種類とかという話になるのですが、間7のところ、唐突に区分となっているので、実はあなたは障がい福祉サービスというのを使っていますかというのがあって、まず使っている場合や制度を知らない場合があって、その中で使っている人は区分は何ですかみたいになる方が分かりやすいかなと思うんです。
- ・下に説明はあるのですが、唐突に区分となっていて、おっしゃっている意味はそういうことだと思うので、それはあくまで福祉制度ありきで、障がい福祉サービスを使っているとか、申請したことがあって区分を持っているということに繋がる話なので、そこがまずないと、制度を知らなかったり、知っているけど申請していない場合で、8番9番の選択肢になるのかなと思います。
- ・その次に制度を使っている人について、区分は何ですかみたいな話になりますよね。
- ・そこが少し飛んでいるのかなと思いました。

<三田座長>

- ・あるいは、それを一緒にするとなると、制度も知らないし申請もしていない、という9番にすんなり丸をつけられるようにするということですね。
- ・山梨委員は、実際使っていないので、この設問で回答するとなると、9になりそうな感じですか。

<山梨委員>

- ・どれになるのか分かりません。

<三田座長>

- ・そうなると、初めに障がい支援区分をもう少し丁寧に説明すれば、いいのでしょうか。

<井上委員>

- ・前回もこの設問がありましたが、混乱はありましたか。

<三田座長>

- ・あまりなかったですね。このままだったような気がします。

<井上委員>

- ・障がい支援区分を受けていなかったら、8番か9番しか選択しようがないと思います。

<障がい福祉課長 三浦>

- ・これは、前回と同じ流れで同じ聞き方になっているところですけども、ご指摘の通り唐突に何のことがわかりにくいにご意見をいただきましたので、例えば障がい福祉サービスを利用するための障がい支援区分認定を受けていますか、みたいな形にして、受けている、受けていないで、受けているところで区分を選んでもらうような形にするか、障がい福祉サービスを利用するための区分認定のことを聞いているという、聞き方のところで入れさせていただいて、選択肢も工夫させていただく形で丸をつけていただきやすいようにさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

<三田座長>

- ・山梨委員の意見を受けて、回答しやすいように、少し変えていただくことになりましてありがとうございます。
- ・他いかがですか。

<酒井委員>

- ・前回の回答を見ると、申請していない人が56%で、申請しているけど、自分の区分がわからないゆえの無回答が27%もあるので、この選択肢の中で、申請はしたが、区分はわからないというのもあった方がいいのではないかと思います、あると皆それに丸をつけてしまいますかね。
- ・受給者証を発行されている方であれば、見たらわかると思うのですが、おそらくわかってない方が27%いるということなのかなと思います。

<障がい福祉課長 三浦>

- ・障がい福祉サービスは使っているけれども、区分がどれになるのかと聞かれると、わか

りませんという層があるといったところに対応できるように、工夫をしたいと思えます。

<三田座長>

- ・他はいかがでしょうか。

<大野委員>

- ・事前に質問させていただいた分にもお答えいただいているようで、ありがとうございます。
- ・家族用調査票の4ページの間11にある、外出するときの介助という言葉ですが、精神の場合、介助というよりも、同行するという表現が適切なので、介助という言葉の意味合いも反映していただくようお願いしたいです。
- ・外出するときの付き添い、の言葉を付け加えていただけるとするのは、大変ありがたいと思うのですが、7番の通院先での介助という部分で、精神の場合、定期的な通院が非常に大事なことでして、外出だけではなく、通院への付き添いも必要です。
- ・外出という中に、一般のお買い物であるとか、そういうことも含めて大きく、通院も含めて入れるのかという問題なのですが、そのあたりはできれば、外出の中に医療機関への付き添い、というようなことも入れていただければ助かります。
- ・通院先での介助ではなく、診察室まで同行するということもあるということも含めて、介助というよりは、見守り、付き添いということになります。
- ・通院に関しては、私もどういう設問の仕方をしていただくのがいいかという、具体的な提案にはならなくて申し訳ございません。

<三田座長>

- ・今のご意見は、通院の時ではなくて、通院先に行った際、病院の診察室とか、あるいは病院で待っているときの、介助及び付き添いみたいなことですかね。
- ・付き添いというと、これらの選択肢には全て付き添いがくつきそうな気がします。入院先で介助は看護師がするが、付き添いを要求されるとかもありますし、食事も介助はしないが、見守りが必要とか、があるかと思います。
- ・余計に複雑化させていたら申し訳ございません。

<井上委員>

- ・6番は支援になっていますし、介助に限定せずに、全て支援にすればいいのではないのでしょうか。
- ・要はこの設問で、どういうことを明らかにしたいかだと思います。

<大野委員>

- ・介助という言葉は、身体的に直接体に触れて、助けなければいけないというニュアンスが非常に強く、精神の場合はそばにいて、見守る、同行するといった言葉が適切ですが、身体の方で介助が必要な方もいらっしゃると思うので、例えば支援のように両方で通用する言葉にするといいかもしれません。
- ・ただ、支援というの、例えば車椅子の方ですと、車椅子を押す等の動作も支援というように理解しやすいのですが、精神の場合は、本当にぴったりつかなくても同行していただくということも含めての支援でしたら、支援に関する説明がいるのではないかなという気がします。
- ・入院先での介助というの、精神には関係するんですけども、精神の場合、入院すると、落ち着いているのに必ず家族がそばにいることを強制されることがあるので、非常に言葉が難しいと思いますが、支援になるのですか。

<井上委員>

- ・知的障がいでもそうだと思うのですが、そこはどう選択されますか。

<長谷川委員>

- ・11番の見守り声かけというのがありますが、何に見守り声かけをするのが具体的に書かれていないですが、これをどうとらえるかで大分違ってくるのかなと思います。
- ・全般的に見守り声かけがあればできるという意味なのか、1つ1つに見守り声かけを入れるのかというところで、選択する項目が変わってくると思います。
- ・知的障がいの場合は、確かに見守りでいける人もいれば、介助が必要な方もいるので、外出するときの介助で書かれると、介助はいらないので、見守り声かけかと思って11番を選ぶ可能性もあるかと思いますが、選択するときに、迷いが出るのではないかと思います。

<大野委員>

- ・事前の質問の中で、今おっしゃった11番の見守り声かけが、具体的に食事であるとか全てにかかってきますので、行数が増えてしまうとえばそうですけれども、見守り声かけを、外出するときの介助、見守り、声かけというように全てに入れていただくと、非常に選択しやすいと思います。
- ・支援という言葉は、かなり広い解釈が出てしまうので、長谷川委員がおっしゃったように、できればこの11番を具体化して欲しいなと思いました。

<和多田委員>

- ・私の子供も、自閉スペクトラム症で知的障がいもあるのですが、行動のときには1人で

も出かけられるが、GPSをつけて見守っているときと、ヘルパーさんがいないと行けない場所というがあるので、介助をどれぐらい家族が負担しているかというところに、見守り声掛けも介助と同じ列で並ぶのであれば、質問の一番初めに介助、付き添い、見守り、声かけをしていることは何ですかと書いて、外出するとき、入院するときというだけの項目にすれば質問自体は長くないのかなと思いました。

<三田座長>

- ・要するに、家族の方がどれほどの負担を担っているのかを明らかにすることだと思うので、丸をつけづらくなるのはもったいないので、介助とか支援は見方が人それぞれ違うとは思いますが、設問が介助、支援、見守り、声かけが必要になるのはどの場面かで、選択肢が外出する時、食事をするとき、着替えをするとき、とかそんな感じでいいですかね。

<障がい福祉課長代理 森>

- ・色々ご意見をありがとうございます。
- ・おっしゃられました通り、なるべく丸をつけやすいような選択肢の方がいいのかなと思いますので、この設問の質問の仕方自体を、見守りとか声かけとか介助とかをするときには、どんなときですか、というような質問の仕方をしまして、選択肢は、どんな場面かということに、少し限定していきたいなと思っていますので、修正をさせていただきたいなと思います。

<井上委員>

- ・この設問の趣旨は、介護保険は、身体介護とか生活介護に分けるけれども、実際に障がい者支援の場合は直接的なものでなくても、見守っていかなければならないというような介護が結構入ってきているということが、制度上きちんと反映できているかどうかということで、家族の負担感を調べるというような趣旨だということに理解してもらえば、そういう表現にしてもらったらいいかと思います。
- ・前は、知的障がいの人へのヘルパーについても、見守りの部分を認めない時期もあったりして、そういうところを実態の中で乗り越えてきた部分がありますので、そういう趣旨として分かるようにしてもらえたらいいかなと思います。

<三田座長>

- ・ついではなりますが、4ページの一番上の、介助等に関わってお尋ねしますという日本語が何か私は違和感を感じます。これは皆さんどうですか。
- ・介助等に関わってのところが、関して、とかになるのでしょうか。

<和多田委員>

- ・私がこれを受け取ったときに、項目によっては自分は答えなくていい項目もあるのかなと思ってしまうかもしれないです。
- ・手帳のところに身体とか書いていたり、これは身体の人にも同じように配られているアンケートだから、介助というと身の周りの支援ってというような感じで思われるのかなと思います。

<大野委員>

- ・実は私もこれ見たときに、精神は関係ないなと思いました。
- ・介助だから、直接的に体に触って何かすることをしなければいけないから、関係ないなと思ってよく見たら、これ精神も関係あることなんだろうなと思いました。
- ・タイトルも今せっかく言っていたので、介助等に関わってということではなく、見守り、声かけ、付き添い、見守りに関してお尋ねします、というようにしていただくと、家族がこれだけ関わらなければいけないということは、より皆に受け取ってもらえると思います。おそらく精神の家族が今これを見たら、うちは関係ないなと必ず思います。

<三田座長>

- ・下の選択肢が介助から変わりそうなので、どのように修正するかについては、お任せします。

<障がい福祉課長代理 森>

- ・このタイトルを、例えば1ページで言いますと、1番、あなたのことについてお尋ねします、ということで、ご家族のことを聞く設問になっていますので、例えばこの4ページのところでは、ご家族ではなくてという意味で、障がいのある方との関わりについてお尋ねします、とか、そのような形にしてはどうかと思っておりますので、また修正をさせていただきたいなと思います。

<三田座長>

- ・他いかがでしょうか。

<長谷川委員>

- ・1つ目は、本人用の5ページ問9の8番で、自立訓練の後の括弧で機能訓練生活訓練と書かれているところに、おそらく抜けているのかと思いますが、児童発達支援、放課後等デイサービスは子どものサービスなので、そこに中括弧を入れて欲しいです。

- ・ 2つ目は、10 ページの間 13 の日中活動のところですが、去年も専門学校を増やしていただいて、すごく選択肢が増えているというお話をしたのですが、今は、通信制に行く方もかなり増えている印象があり、通信制の選択肢もあった方がいいのではないかなと思いました。
- ・ 3つ目は16 ページの間 21 で、先ほど減らした分としてお話があったのですが、ぱっと見た際に、8 番の、自分の思いを伝えることと周りとのコミュニケーションのとり方が消されていたので、これはなぜかと思っていたんです。
- ・ 説明の際に、人との関わりが苦手になる、に集約したように説明をされていたと思いますが、人との関わりは苦手ではないがコミュニケーションに難がある人もいらっしゃいますので、ここで一括りにされてしまうと、どうしても、コミュニケーションの取り方が含まれているなんて思いつかないし、反対にこの項目が抜けると、その他にこれを書かれるのかなという気もして。
- ・ ここは知的障がいにとっても、肝みたいなところがありまして、コミュニケーション手段をどれだけ周りに理解してもらうかで、社会生活も送れる、というところもありますので、これを人との関わり、と一緒にして欲しくないというか、人との関わりは苦手ではない人もコミュニケーションに難のある人はたくさんいるので、そこを再検討していただきたいということです。

<障がい福祉課長代理 森>

- ・ ご意見ありがとうございます。
- ・ 問 21 の 8 番を戻していきたいなと思っております。

<山内委員>

- ・ 3点ありますが1点目は本人用の5 ページ 6 ページの間 9 です。
- ・ 6 ページの一番最後に 17 番の選択肢、障がい福祉サービスを利用していないが、介護保険サービスを利用しているというのはあるのですが、併給をされている方は増えていると思いますので、どれぐらいいるのかが分かる項目がどこかにあるならいいのですが、そのような状況がわかるような選択肢もあってもいいのかなと思いました。
- ・ 2つ目は、問 21 の 16 ページですが、選択肢をまとめるとどうしても抽象的な表現になり、どういうことを言っているのかというのが分かりにくくなることを危惧しておりますので、例えばという感じで書いていただくとわかりやすいのかなと思いました。
- ・ 3つ目は、一番最初の資料 2 の大阪市のアンケートにご協力くださいという文字ですが、わかりやすいように字体を変えて、教科書体になっているのは分かるのですが、ポイントを変えると、教科書体は見にくくなるんです。
- ・ だから、ポイントを少し上げて、パッと見て、私は見にくいと感じたので、ゴシックにすると何か検討していただきたいです。

<和多田委員>

- ・本人用調査票の欄で、具体的な事例があれば書いてくださいという自由に書けるスペースがあるんですが、薄い罫線があったら書きやすいかなと思います。
- ・私の子供でも見通しを持って書けなくて、真ん中に初めから書いたりするので、もしよかったらお願いいたします。

<芦田委員>

- ・資料2-1の本人用の20ページの間26の設問のところ、後半の障がい理由に、不快（差別）や不便さを感じたときはどんなときですか、ということ削除予定として見え消しになっているのですが、実際に障がいに関する理解が行き届いていないというのは、整備等が完全でないという時だと思うのですが、そういう制度はあるが、差別、不便性や不快さを感じるということはあると思うので、差別というこの項目は非常に大事だと思います。
- ・私は逆に削ってはいけない内容だと思うので、ここは必ず残していただきたいと思うのですが、もしここを削除するなら、意図はどこなのかというのを教えていただきたいです。

<障がい福祉課長代理 森>

- ・様々なご意見ありがとうございます。
- ・まず山内委員からいただきました、本人用調査票の6ページの間9ですが、選択肢17番に障がい福祉サービスを利用していないが、介護保険サービスを利用しているという選択肢を設けさせていただいたところですが、この設問自体が複数回答可能な選択肢になっておりますので、間17を障がい福祉サービスは利用していないが、というのを外して、介護保険サービスを利用しているとすればどうかと思います。
- ・そうすると、1番から前半に丸つけずに、17番だけに丸をつけてあれば、障がい福祉サービスを利用していないが介護保険サービスを利用している方になりますし、両方に丸をつけていたら、併給している方ということで、一定の状況把握ができるのではないかと思いますので、そうすればいいかなと思っております。
- ・16ページの間21については、選択肢をまとめて新たに追加した13番の、これまで出来ていたことが、できなくなった、というのが分かりにくいのではないかとご意見をいただきましたので、もう少しイメージしやすいような書き方を検討したいと思っております。
- ・資料2の案内文についても、もう少し見やすくして欲しいということでご意見をいただきましたので、工夫をしていきたいなと思います。
- ・和多田委員からいただきました自由記入欄についても、白い枠になっているので、書きやすいように罫線をつける工夫をしていきたいなと思っております。

- ・芦田委員からいただきました 20 ページの問 26 につきましては、こちらとしても、とても悩んだところでございます。
- ・元々、差別という部分をきちんと聞いていかないといけない、という事もありつつも、今回事務局で色々話している中で、回答の結果が、特にない、というのが半分以上あるというところで、質問の仕方が逆に答えにくくなっているのではないかと、という観点で、もう少し丸をつけやすいような設問という意味合いで、社会的障壁の部分イメージしやすいように、障がいに関する理解が行き届いていないと感じたとき、に言葉を置き換えて修正して今回提案させていただきました。
- ・意図としてはそういう形でさせていただきましたが、いかがでしょうか。

<芦田委員>

- ・アンケートの中で差別ということについての項目があるのかどうかというところなんですけれども。

<障がい福祉課長代理 森>

- ・差別に関する部分で言いますと、資料 2-1 の本人用調査の 21 ページの問 27 の障がいを理由とした差別や偏見をなくすためにどのようなことが必要かとか、問 28 の障がいを理由とする差別に関する相談窓口についての認知度についての設問が今項目としてあります。

<芦田委員>

- ・差別の中身よりも差別があるということを前提として啓発や相談とかの設問になっていて、何に差別を感じているのかという設問はないと思います。

<三田座長>

- ・これをまとめる時に、差別が行き届いていないと感じた人が教育を受ける場で何%だったかと言った時に、行き届いていない、というのは、やっぱり言葉に迫力がないと思います。
- ・行き届いていない人も含めるような回答を得たいとすれば、差別まではいかないものも含めて答えてください、ということを使うしかないのかなと思います。
- ・差別といっても、そこまではいっていないという人がたくさんいる、ということですので、回答に躊躇してしまうのかなと思います。
- ・でも、傍から見たら十分差別になる場合が結構あるのですが、それをあぶり出したい時に、どういう書き方にするかですかね。本当は、ここに成年後見とかを入れたくてたまらないのですが。

<和多田委員>

- ・多分そこまでのことを感じていないという方は、理解が行き届いていないというのと不快の差別というのは別に考えるかなと思いますので、または、と入れたこの部分は残しといていただきたい。
- ・行き届いていないところではないという方は絶対いらっしゃいますが、差別というほどの事ではないけど、という方もいらっしゃると思いますので、2つは書いておかないと、それぞれ違う気持ちなのかなと思います。

<芦田委員>

- ・私も家族に障がい者がいて、私が一緒に行動してる中でこれは完全に差別だと思うことを、その障がい者はこんなことが日常的にあるのでこれは差別だと言って怒っていたら、生きていられないと言っていました。
- ・そういうこともあるので、この不快、差別と表現していただいていることは非常に重要などころかなと思いますし、不快とか差別の項目がなくて、次の問27、28にいつてしまおうというのは何かおかしい気もするので、そこを新たに項目立てするのは難しいかなというので、また次回どうするかというのは考えていくとして、今回この設問はおいといていただきたいと思います。

<布村委員>

- ・この件について、先ほどおっしゃった見え消しの部分は、残していただいた方がいいのではないかと思うことと、15番の特にない、という部分ですが、この項目に限って不快や不便さを感じたことがない、というようにした方が、特にない、よりはもう少し強く聞いてくれるのではないかと思いました。

<井上委員>

- ・ここは私も事前意見で、差別の項目は感覚的に答えにくいと思いましたが、ここを聞く意味は、障害者差別解消法があったり、色々な制度ができたが、実態としてまだ何が残っているのかを把握する意味でこの項目があるので、できたら不快（差別）の言葉は、残した方がいいのではないかと思います。

<三田座長>

- ・皆さんの今の意見は結構大きかったと思います。
- ・回答のしやすさももちろんですが、実態を把握したいというのと、今の内容が考察にも関わってくると思います。
- ・丸がついていないから一切ないわけではなくて、認識がもう既に慣れきっているという場合もあるということがよく分かったと思いますので、ご検討いただければと思いま

す。

<和多田委員>

- ・この7番の設問で、障がい者施策全般という意味が難しいと思います。1番は、はじめにあなた自身のことについてお尋ねします、だったのに、7番は突然難しくなっているので、何に対して聞かれているのかわかるような標題にしていただけたらと思います。

<障がい福祉課長 三浦>

- ・ご意見ありがとうございます。
- ・問26のところは事務局としても、一番時間をかけて考えたところです。
- ・前回の調査報告書の51ページのところになりますが、前回の調査では、この質問への回答が、特にないが半数ぐらいになっていまして、大阪市としても、この質問は差別や障がい理解の浸透具合を見る意味でも、ものすごく大事な質問だと思っていまして、この質問を半数の人に特にない、と答えさせてしまうというのは本当に避けたいというのが一番の思いです。
- ・なんとか、どういう場面で暮らしにくさなどを感じていらっしゃるのかということ、上のほうにつけていただきたいというところで、変更を試みたというところですが、先ほどご指摘いただいたように、この項目が差別に関して確認する設問だということを明確にしておかないといけない、ということをご意見いただいたと思いますので、障がいを理由に不快や差別を感じた場面を含めて、障がい理解が行き届いていないと感じた場面はどのようなところかを聞かせていただくような質問にするということで、差別に関する質問であるということをしつかりと残していき、なおかつ、上のほうにも、場面を丸つけていただけるようにということで工夫をしていきたいと思います。

<三田座長>

- ・ありがとうございます。色々な意見が出て、より良いものになっていっているのではないかと思います。

<井上委員>

- ・いくつか事前意見も挙げさせていただいたのですが、実はこのアンケートにご協力くださいという文章が難しいのです。
- ・フォントだけの問題ではなくて、これに答えたら自分にとってはどうなのかというようなことが必要だと思います。
- ・障がい者計画とか、そこまで浸透していないことが問題だと思うのですがけれども、そこも含めて、率直なご意見を聞いていただく中で、今後施策のあり方に反映させていきたいと思いますのでご協力ください、みたいな書き方をさせていただいた方がいいかと思

ますので、合理的配慮の観点からも工夫をしていただければと思います。

<三田座長>

- ・フォントと文章と、アンケートに回答したら自分の暮らしも変わりますよ、という意味合いも含めて、ご検討いただくようお願いします。
- ・残りの調査票がありますので、説明いただこうと思います。
- ・事務局お願いします。

説明者：障がい福祉課長代理 森

≪資料2-3 説明≫

説明者：リハビリテーションセンター相談課発達障がい者支援担当課長 鞍馬

≪資料2-4 説明≫

説明者：障がい福祉課長代理 森

≪資料2-5、資料2-6 説明≫

説明者：保健所管理課難病対策担当課長 小川

≪資料2-7、資料2-8 説明≫

説明者：障がい支援課長代理 安田

≪資料2-9 説明≫

説明者：こころの健康センター精神保健医療担当課長 津田

≪資料2-10 説明≫

<三田座長>

- ・残り全部を説明していただきましたが、質問ご意見ある方はお願いしたいと思います。

<和多田委員>

- ・資料2-4のエルムおおさかのアンケートですが、16ページの診断名を聞くところですけど、ほとんどの診断名が網羅されている中、6番その他の発達障がいの診断を受けたというところは、括弧でもつけたらすっきりされるのではないかと思います。
- ・もう1つが、問27の発達障がいに関することで困っていることはありますかのところ、診断書が取れない、を診断してくれる医療機関を見つけにくい、に統合されているのですけど、診断して欲しい人と診断書を取りたいと思っている人は用途が違うので、

診断書が今ないだけで、サービス受けられている方は沢山いて、診断を受けたいという時より、必要なときに診断書が欲しいと思っているけど取れないという人は沢山いらっしゃると思うので、この項目は残された方がいいのかなと思いました。

<リハビリテーションセンター相談課発達障がい者支援担当課長 鞍馬>

- ・まず診断名のところは、その他のところで具体的に書いていただくような書き方ができるように、括弧をつけさせていただこうと思います。
- ・問 27 に関しましても、診断してくれる医療機関が見つげにくいと、診断書が取れないとはまた別だということはあるのかなと思いましたので、診断書が取れないという項目については、別項目として今まで通り設けさせていただこうかと思っています。

<三田座長>

- ・ありがとうございます他いかがでしょうか。

<大野委員>

- ・精神科病院入院者用調査票の 12 ページの最後のところで、障がい者施策全般のことについてお尋ねしますと、ここでも使われているのですけれども、この場合、入院中の人だと障がい者施策を自分が受けているか受けていないかというところの分かりにくさがあると思うので、あなたの入院中、あるいは退院後の暮らしについてご意見がありましたら自由記載をお願いしますというようにした方がいいのではないかと思います。
- ・もう 1 点ですが、本人用に対してはご家族にお渡ししてくださいというようになっているのですが、精神科病院入院中の方の家族へは、調査はどのように伝わっていくのでしょうか。

<こころの健康センター精神保健医療担当課長 津田>

- ・まず 1 つ目の、最後の自由意見欄ということで記載しているところですが、先ほどの別の調査票でも、ご意見がございましたので、それも踏まえまして修正をさせていただきます。

<障がい福祉課長代理 森>

- ・精神科病院入院者用調査につきましては、ご本人にしかいかないようになっております。
- ・一方で、精神科病院に入院されている方に、本人用調査の A1 が届くパターンもあるのかなと思っておりまして、その場合はこの A1 と A2 が同封されますので、そこから渡していただくような流れで把握していくのかなと考えております。

<大野委員>

- ・精神科病院入院者に関して調査していただけることはありがたいのですが、そうなる  
と、本人用の2つに答えていくということになりますよね。

<障がい福祉課長 三浦>

- ・本人用調査は無作為抽出になりますので、あくまでも可能性の話になるかなと思いま  
す。
- ・今回は、精神科病院入院者については初めて実態調査をやっといこうというところ  
で進めているところですので、ひとまずご本人のニーズ把握を主眼にやっといく  
ことになるとかと思えます。
- ・お尋ねの家族という点については、一般的な話とさせていただいて、無作為抽出  
の中で、ピックアップされるケースの中にはあるかなということになりますので、  
入院中のご家族についての調査というのはまた今後の課題として、考えていき  
たいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

<大野委員>

- ・入院中の当事者の家族には非常に大きな問題が集中しているというように私は思  
っております。
- ・家族依存から一緒に暮らすことができないという問題も含めて、地域にいる当事  
者よりも、さらに集中的に精神障がいの家族依存の構造的な問題を持っている  
のは、入院中の患者の家族だと思っております。
- ・ただ家族との関係も切れてしまっている例も非常にありますので、今後の課題  
とおっしゃいましたので、できれば今回も家族のいらっしゃる方には必ず渡して  
くださいということもつけていただきたいと思います。

<障がい福祉課長 三浦>

- ・今回資料2-10の中で調査する分については、あくまでもご本人さんのみの調査  
になりますので、今回対象となった方に対して、家族用を配布するというのは予  
定しておりませんので、そこはご理解をいただきたいと思っております。
- ・まずは今回初めて精神科病院に入院されている方の実態調査を始めていくとい  
うところで、今回はやっといきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいた  
します。

<大野委員>

- ・実態調査をしていただくというのは1歩前進かなと思っておりますけれども、今  
申し上げた集中的に構造的な問題を抱えているということに関して、今回でも省  
かずに、できれば家族のいらっしゃる方は必ず手渡してくださいねと言うのは、  
そんなに費用的にも難しい

ことではないと思います。

<三田座長>

- ・今の話は精神の部会の方で深めていただきたいのと、私は個人的に、家族によっては調査票を届けてはいけない家族もいるのではないかと思います。
- ・それを抽出して、家族に届けるのは色々な意味で危険な部分もあると思うんです。
- ・大野委員が言っていることよく分かりますが、家族の困難さとか、色々な特異な状況について明らかにするというのは、この調査以外で、なにか精神の部会で議論していただくということをお願いできないでしょうか。
- ・今回は入院患者で、この調査票のみということスタートしようとしておりますので、今のご意見は記録にも残りますので、切実な思いは伝わったかと思います。
- ・精神のところから私から質問ですが、不問に関わる部分が、問の番号でついてしまっているのはすごく気になりました。
- ・資料2-10の調査票の例えば、5ページは問11で自宅もしくはその他に丸をつけた方が、問12に答えるので、問12に答えなくていい人も、問12を通過するので、問12は問11の不問になりますよね。
- ・先ほど、調査項目は全部で29問と言いましたが、不問がいくつか入っているので誤回答が多いのではないかと思います。
- ・6ページも、例えば問15は、問14で1年以上入院に丸をつけた方が回答する問いで、1ヶ月とか3ヶ月入院の方は回答不要になっているので、問15は問14の不問だと思います。
- ・他の調査票はこれに問の番号をつけておりませんので、精神の調査票だけ少し答えづらい形を敢えてとっているような気がしますし、いくつかあって、答える方は混乱すると思いますので、もう少しすっきりしていただければというのが、ここの意見です。
- ・ただこれを反映されるのかどうかは不明ですが、ご参考にとということをお願いしたいと思います。

<こころの健康センター精神保健医療担当課長 津田>

- ・部会でもそういった議論は少しありまして、確かに答えなくてよい人が、というのがありますが、逆に該当する方が次の設問に入りやすいように、設問を組み立てたという趣旨もございます。
- ・支援者の方がついていただきながらということになりますので、誤回答は減らしていきたいなと思います。

<三田座長>

- ・例えば、数字を斜めにするとか、これ完全に不問を1個の質問と同じようにやっている

というのは、調査としては違うと私は思うので、ご参考までをお願いします。

- ・他いかがでしょうか。

<芦田委員>

- ・資料2-8の14ページの間26に、色々福祉サービスが書いている中で、8番に生活介護を受け、自宅で過ごすと書いていますが、他にも就労に行きながら自宅で過ごす方もいらっしゃるのでは、自宅で過ごすというのはいらないのではないかと思います。
- ・次に資料2-9の医療的ケア児の部分の5ページの間10についてですが、ここはあくまで自宅で誰が子供さんを見られているのですか、ということだと思のですが、ここに訪問看護や訪問リハビリテーションとか訪問医の方は当然なので入れない設定になっているのか、どうなのかというところですが、医療的ケア児の方には、大体訪問医療が自宅に入っているというところかなと思います。
- ・6ページに家族の方が休職していたり、復職を希望しているのですかという問いもあるのですが、7ページの間13で、自宅での、と書いていますが、復職を希望されているご家族の方は日中一時支援よりも、実際には児童発達支援や放課後等デイサービスを探されている方が多く、なかなか保育園も受け入れてくれないという現実があったり、本当は保育園に行かせたいが保育園が受け入れてくれないので児童発達支援になるような実態がありますので、最初の問いの間13が自宅だというのがよく分かりません。
- ・自宅でどのようなことが必要かという設問だけれども、医療的ケアにかかる負担を軽減するために必要なことや、働くために必要なことを考えると、児童発達支援なのか保育園の充実になるのかというようなことだと思いました。

<保健所難病対策担当課長 小川>

- ・資料2-8の14ページの芦田委員からいただいたご質問ですけれども、確かにご指摘いただいた通り、他の選択肢でも自宅で過ごすと思うのですが、15歳までだと義務教育で、学校で過ごされている時間が一番長く、例えば1番の進学ですと学校で過ごされる時間が1日の大半で、2番ですと雇用先でというので、8番で自宅で過ごすを抜いてしまうと、生活介護を受けるだけにしても、生活介護を受けながら就労したり、進学するパターンもあると思うので、8番で自宅で過ごすという言葉を入れさせていただいたのは、自宅で過ごす時間が一番長い場合の方にはどういう関わりを持っていけばいいかを想定して、あえて入れさせていただいております。

<芦田委員>

- ・障がい福祉サービスの利用の仕方なので、逆に言えば9番のグループホームで過ごしながら、就労継続支援B型事業所等に行くということなら、考えられるのですが、生活介護だけに自宅で過ごすをつけるというのは少しおかしいなと思います。

<障がい福祉課長 三浦>

- ・また担当課に対して障がい福祉サービスの説明をさせていただきながら、選択肢の趣旨に合うような内容に調整していきたいと思います。

<三田座長>

- ・続きまして、調査2-9のご質問の回答をお願いいたします。

<障がい支援課長代理 安田>

- ・まず問10の設問に関して、介護サービスの記載はあるが、いわゆる医療の部分がないというご指摘だと考えております。
- ・介護と医療で、設問を分けた方がいいのではないかというご意見と理解してよろしいでしょうか。
- ・介護と医療を並列するというよりは、医療があってもいいのかなどご指摘をいただいて感じましたので、検討させていただきたいと存じます。
- ・続きまして問13ですが、医療的ケアに関する負担軽減というところで、保育や児童発達支援がございました。
- ・後半で、保育に関する設問が出たり、12ページでは、利用している障がい福祉サービスという設問がございました。
- ・利用している方は利用していると書きますが、どうすれば医療的ケアを担っている家族の負担軽減をするかという意図でこのような質問が、この間されているところでございまして、医療的ケアを受けられている方が、保育園になかなか入りにくいという声もいただいているところがございます。
- ・例えば、我々が実施している医療型短期入所というショートステイ事業の充実を図るための設問ということで短期入所を記載しているところでございますけれども、介護と日中一時支援が前に出すぎているということも正直受けとめています。
- ・日中一時支援はレスパイトという部分がありますので、どちらかというとな家族のレスパイトという意味の設問の部分でございましたので、保育所での受け入れなど、後述の4と合わせてそのあたりの整理が必要かもしれません。そこは検討させていただきたいと思います。

<芦田委員>

- ・資料2-9の7ページの間13で、医療的ケア児の短期入所が、1番と2番の両方あるということがよく分かりません。
- ・1番でしかほぼ取ってもらえない現実があり、なおかつ、医療機関での短期入所の箇所数が少ないというのが問題だと思います。
- ・8ページの間14で、既に保育所等に行くことができている方はいいのですが、行けてい

ない方は負担が軽減できておらず、そのために何が必要なのかということで、保育園や児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等を入れていただくということを検討いただければと思います。

<布村委員>

- ・資料2-7の3ページの間7についてですけれども、先ほどの資料2-1の3ページと同じで、突然区分がどこですかという設問出てくるのですが、障がい福祉サービスを使っていますかという問いを、前に持ってきていただいて、使っている方は、間7へ進んでいただくというように持ってきてはどうかという意見です。

<障がい福祉課長 三浦>

- ・こちらも資料2-1の修正に伴って修正している部分ですので、同じ表現に合わせさせていただくことにさせていただきます。

<井上委員>

- ・資料2-1の本人用調査票の部分で、6ページの間9の28番が削除された意味というのは、どういうことなのでしょうか。
- ・私はこの選択肢は残さないといけないのではないかと思います。

<障がい福祉課長 三浦>

- ・今回、先ほどの説明にも入れさせていただいていたのですが、間12の今後使いたいサービスに合わせて、調整をさせていただいたところで、削除させていただいております。
- ・障がい福祉に関する福祉サービスを主に聞くというようなことで、統一できたらというのが事務局側の意図でございます。

<井上委員>

- ・障がい福祉サービスと介護保険サービスを併用している場合に、介護保険に移行する際に作られた制度なので、周知を図るよというのを厚生労働省は何度も言っているので、削除する理由というのがよく分らないです。

<障がい福祉課長 三浦>

- ・今回調査するにあたって、選択肢が入っているということが、周知の1つにもなるということは、認識しているのですけれども、選択肢が多く、選びにくいものになっているというような趣旨で、整理をさせていただいたという中で、主に使っている現状把握ということを中心にした設問ということに整理をさせていただければというのが事務局側

の意図になっております。

<井上委員>

- ・制度が知られていないということが問題なので、制度を使っていないということになることに問題があるので、この選択肢は残しておく必要があると思います。

<三田座長>

- ・では、またご検討いただきたいと思います。
- ・色々な意見を出していただきまして、ありがとうございます。色々勉強になりました。
- ・この意見を踏まえて、事務局の方としてはもう一度、取りまとめをお願いしたいと思います。事務局にお返しします。

<閉会>